

令和4年 第9回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和4年8月19日（金） 午前10時00分～午前11時20分
場所 — 高層館12階 選挙管理委員会
出席者 — （委員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
 （事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、新家主幹、永吉係長

（中井委員長）

ただいまから、第9回選挙管理委員会を開催します。

まず、案件1 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に貼付する証票の更新についての説明をお願いします。

（新家主幹）

それでは説明させていただきます。議案第1号、1ページを御覧ください。これにつきましては、公職選挙法第143条第17項及び同法施行令第110条の5第4項の規定に基づき、本市の議会議員及び長の選挙に関し、候補者等（候補者となる者及び現職にある者を含む。）又は後援団体の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の有効期限を定めるものです。

現在の証票の有効期限が、本年の10月31日までとなっておりますので、今回更新する証票の有効期限を、堺市選挙関係事務執行規程第52条第2項により、堺市選挙管理委員会が定めるとされておるものでございます。

そこで、有効期限につきまして、令和8年10月31日までと定めたいと考えております。

ちなみに、現在使われておりますのは、青色のもので、有効期限が2022年10月31日までとなっております。前回作成時には、元号が定まっておりましたので、有効期限を西暦で表示しております。以上でございます。

（中井委員長）

ただいま説明いただいた内容につきまして、質問、御意見などはございませんか。

（星原委員長代理）

今回作成する証票の色は何色ですか。

（新家主幹）

茶色での作成を考えております。

(中井委員長)

よろしいですか。

(委員)

結構です。

(中井委員長)

それでは、案件1につきましては了といたします。

続いて、案件2 指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議についての報告を求めます。

(三谷事務局次長)

それでは、指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議について報告いたします。

資料の3ページを御覧ください。会議の次第を掲載しております。本会議につきましては、8月3日、さいたま市主催でWebにより開催されました。議題としましては、2件ありまして、まず連合会事務局提出の議題としまして令和5年度以降の各種会議の開催方法の検討についてというものが1件、あと1件が各市提出議題としての11項目についての情報交換を行ったものでございます。最後の選挙結果報告につきましては、前回の会議と今回の会議の間に執行された選挙につきまして、書面で報告されたものでございます。

それでは、連合会事務局議題の方から説明いたします。資料の5ページ、6ページを御覧ください。令和2年度、3年度はコロナの影響により、従前は対面で行われていた会議が、書面やWebによる開催となっております。これを踏まえ、今後の連合会の各種会議をどういう形で開催するのかという照会がありまして、それについての意見と今後どう進めて行くかという検討スケジュールについて事務局から提案がございました。7ページに各市の回答の一覧表を掲載しておりますが、この表の横軸に通常会議からブロック会議までの各会議が並んでおりまして、縦軸に各20市の意見が出ております。現行と記載のあるものは、これまでどおり対面で会議を開催するという原則とするという意見で、変更と記載のあるものは、例えば、春と秋に2回開催するような会議ではどちらか一方を書面やWebによるものとするというような意見でした。今回の会議では、このような形で各市の意見の発表があったわけですが、今後の決定までのスケジュールを6ページに掲載しておりますので御覧ください。

8月3日・4日主管課長・係長研究会議(春)で各市の意見が出そろいました形で、次の会議までに各市で最終の意思決定をしたうえで、11月頃に予定されております秋の主管課長・係長研究会議で案を決定しまして、その案を、同じく11月頃に予定されております事務局長会議に上げたうえで了承を得るという形になっております。

今回、出されました主な意見としましては、各市間で情報交換を行う貴重な機会であるのでなるべく対面の方がよいという意見や、過去に委員長会議も Web で開催したのだから Web 開催でよいのではないかといった意見がございましたが、原則として対面での開催がよいという意見が多かったです。

堺市としましては、原則として対面の開催だが、事務局長会議のように年 2 回開催されるような会議については、いずれか一方を対面で、もう一方を Web で開催するという意見を出しました。連合会事務局の議題につきましては、以上でございます。

続きまして、各市からの提出議題についてでございます。議題は、3 ページに掲載しておりますとおり 11 項目ございまして、資料の 8 ページから 50 ページにかけて掲載しておりますが、回答につきましては、全 20 市分ではなく、当日の会議でやり取りのあった市の分のみを抜粋して掲載しております。なお、項目につきましては、いくつかを選択して説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の 21 ページ、提出議題 (4)、大阪市提出の議題で、若年層への啓発についてございまして、若年層の投票所従事に取り組んでいるかという問いと、若年層向け啓発事業の中で効果的と認識している取組があれば教えてほしいというものです。

会議では、相模原市の回答が取り上げられまして、同市は、若年層の投票所従事に取り組んでおり、事前登録と募集を市選管が、面接と採用を区選管が行っております。選任方法ですが、18 歳の誕生日を迎える住民登録者に対して、毎月、バースデーカードとともに選挙事務の会計年度任用職員の事前登録チラシを送付しまして、事前登録者に対し選挙前にメールで募集を掛けております。

直近の採用実績につきましては、令和 3 年の衆議院選挙時が 86 名で、令和 4 年参議院選挙時が 49 名でした。この取組が、若年層に選挙に関心を持ってもらえる場になっていると認識しているが、選挙に対する各々の関心の度合いによって、何回も従事してくれる人もいれば、フェイドアウトしていく人もいるとのことでした。以上が、提出議題 (4) についての報告でございます。

次に、資料の 28 ページ、提出議題 (6)、福岡市提出の議題で、個人演説会のキャンセル料の徴収についてでございます。福岡市では、平成 31 年の統一地方選挙において、市の公営施設を無料で使用する予定であった県議選の立候補者から、開催日の前日に開催申し出の撤回があり、当該施設管理者から選管に、キャンセル料の支払いを求められるという事案が発生しました。

福岡市では、開催申し出を撤回する場合は、開催日 2 日前までに開催取消届を提出することについて要領で定めていたのですが、2 日前より後に撤回された場合の取扱いについては、それまで事案が無かったこともあり、要領に定めをしておらず、キャンセル料は徴収しないものの、当該施設を一度使用したのものとして取り扱うこととしました。そこで、他市の状況を教えてほしいというものでした。

会議では、横浜市の回答が取り上げられまして、横浜市では、キャンセル料について、民間施設の場合は支払っており、公営施設の場合は無しとしてもらっているとのことでした。また、開催日の前日もしくは当日の開催取消しについては、流会として取り扱い、当該施設を一度使用したものとみなして、次回、当該施設を使用する際は有料とするよう取り扱うとのことでした。以上が、提出議題（6）についての報告でございますが、本件は、本市を含む他市で、これまで経験したことがない事例であり、今後、発生した場合に備えるため各市の関心が高い議題でした。

次に、資料の35ページ、提出議題（8）、さいたま市提出の議題で、2連のぼりへの対応についてでございます。政党等の政治活動用ポスターのうち、いわゆる2連、3連ポスターにつきましては、候補者となった時点で撤去しなければなりません、2連、3連ののぼりにつきましては、公職選挙法上、明確な規定がありません。そのため、今回の参議院選挙時において、これらののぼりの掲出について、多くの通報があり、対応に苦慮したので、当該のぼりの掲出や撤去についての各市の見解を教えてくださいというものです。

会議では、大阪市の回答が取り上げられまして、大阪市でも、同様ののぼりの掲出について、通報があり、その際は、一般的な法令の説明を行い、違反が疑われる場合は所管の警察へ申し出てもらうよう説明したとのことでした。公選法上の見解としましては、公示日以降の街頭演説の場等に新たに掲出される場合は法146条に該当するものとして違法であると解するが、公示日前から政党の政治活動として掲出されたものについて掲示されたものを撤去する必要があるか否かについては、総務省の見解にもあるように、法に明確に規制する定めがないため、その態様や数量、時期等を総合的にみて慎重に判断する必要があると考えるとのことでした。

以上が、提出議題（8）についての報告でございます。

最後に、資料の39ページ、40ページ、提出議題（9）、さいたま市提出の議題で、事前運動と捉えられるおそれのある事項への対応についてでございます。選挙の公示前に、市民の方から、「事前運動ではないか」との通報を受けることがあるが、そのような場合に、各市はどのように対応しているかを教えてくださいというものです。

さいたま市は、捜査権がないため、通報者自身から警察に通報するように伝えていますが、政治活動用ポスター等、公職選挙法上に明確な規定がある場合については、候補者等に直接連絡し、指導又は撤去命令等を行っているとのこと。なお、ホームページでの公開は、政治活動の自由を侵害するおそれがあるで行っていないとのこと。

会議では、札幌市の回答が取り上げられまして、札幌市も、基本的に捜査権がないという立場は同じですが、一步踏み込んだ対応を行っておりまして、事実確認ができたものについては、候補者等の事務所へ連絡して、当該行為を控えるよう申し入れをしているとのこと。ホームページでの公開につきましては、これまで、選管の指

導により十分な改善が見られており、行っておりません。また、政治活動の自由を侵害するおそれがあるので、今後も公開することは検討していないとのことです。

以上が、提出議題（9）についての報告でございます。

他の提出議題につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議の報告につきましては、以上でございます。

（中井委員長）

ただいま報告いただきましたことについて、質問などはございませんか。

（山口委員）

提出議題（4）に関してですが、若年層の投票所従事者の募集というのは、ボランティアなのですか。

（三谷事務局次長）

いいえ、アルバイト（会計年度任用職員）です。本市でも、高校生のアルバイト従事者はおります。啓発としてはよいかと思いますが、年齢の関係で1日通しで従事してもらうことができませんので、前半か後半かの半日の従事となっております。

（山口委員）

相模原市が送付しているメッセージカードには、アルバイトの募集について明記されているのですか。

（三谷事務局次長）

メッセージカードに記載しているのではなく、別に作成した事前登録のチラシをメッセージカードと同封して送付しているとのことです。

（山口委員）

わかりました。

（中井委員長）

提出議題（6）の個人演説会のキャンセル料の件についてですが、堺市ではどのようなになっているのですか。

（三谷事務局次長）

堺市では、これまで、開催予定日の前日や当日に開催申出を撤回するという事案が発生したことがなかったこともありまして、このような場合に対応するような規程等

は定めておりませんでした。

(中井委員長)

定めておく必要がありますね。

(三谷事務局次長)

はい、これまではなかったとはいえ、今後は、発生した場合に対応できるように規程等で定めることについて準備を進めたいと考えております。

(星原委員長代理)

公正に制度を運用することを考えると、キャンセル料を払ったうえで、その施設を一度使用したとみなすというやり方がよいかと思えます。

(中井委員長)

それでは、この件につきましては、事務局で検討しておいてください。

それから、今、報告いただきました提出議題についてではないのですが、先の案件1に関係することで、政治活動用事務所の立札、看板についてお尋ねします。証票を貼った看板の掲示位置について、選管は把握していますね。

(新家主幹)

はい、把握しております。

(中井委員長)

市民から、「有効期限が切れた証票が貼られた看板が掲示されている。」というような通報が事務局へ入った際は、どのような対応をしていますか。

(三谷事務局次長)

事務局職員が現地確認をしまして、問題があるようでしたら、掲示している当事者に対し、撤去等するよう連絡しております。

通報の内容として、事務所が存在していない場所に看板が設置されているというものも結構ございます。

(中井委員長)

期限が切れた証票が貼られた看板が、個人宅に設置されている場合は、証票の交付者にだけでなく、その個人宅の人にも当該看板の設置が公職選挙法に違反した状態になっているということを知らせることが必要だと思います。

(星原委員長代理)

法定外の看板が設置されているところを見かけることがありますが、設置者には、そのことが公職選挙法に違反しているということをしっかり認識してもらわないといけませんね。

(中井委員長)

証票の更新手続については、通知文を送るのですね。

(新家主幹)

はい、「更新を希望する場合は、申請してください。」という内容の通知文を申請書などとともに送りまして、申請に来られた際に、看板の設置場所を記載した申請書を提出していただきます。そして、設置場所を地図で確認したうえで、証票をお渡しします。

(中井委員長)

その通知文に、「有効期限内の証票が貼られていない看板は掲示できない。」という旨を記載しておいてください。

(新家主幹)

はい、承知しました。

(中井委員長)

案件2につきましては、他に質問等ございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件2 指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議についての報告につきましては了といたします。

次に、案件3 南区(増設)期日前投票所についての報告をお願いします。

(三谷事務局次長)

資料の58ページを御覧ください。先の参議院議員通常選挙におきまして、ビッグ・アイで実施しました期日前投票所の増設の試行事業についての報告でございます。今回の試行事業は、選挙人の利便性の向上と今後の期日前投票所の増設に向けて必要な実地データの取得を目的として実施したものでございます。開設日時につきまして

は、7月2日と3日の両日の午前10時から午後4時までの6時間で、投票者数は、この2日間で1,517人でした。事務従事者数につきましては、2日間で延56人でございまして、1日あたりの内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に59ページを御覧ください。2日間の実施に要しました経費につきましては、職員の人件費を除きまして概算で180万円弱かかっております。内訳につきましては記載のとおりでございますが、多いものとしましては、通信運搬費として選挙機材の現地への移送と回収、また、システムを使用しますので、NTTの専用回線をひく必要があります。それについての使用料がございます。さらに、委託料としまして、人材派遣の19名分と車両誘導の警備費用がかかっております。他には、使用料及び賃借料として会場使用料やパーテーション、システム用のパソコンの賃借料がかかっております。

広報・周知につきましては、「南区広報 みなみ」、投票所入場整理券郵送時に同封しております白バラさかい（選挙のお知らせ）（南区版）、南区ホームページで行いまして、投票所入場整理券郵送時にはカード状の周知文も同封しました。

次に、増設期日前投票所開設日（7月2日、3日）のビッグ・アイと南区役所の各期日前投票所における時間別投票状況につきましては、60ページに掲載のとおりでございます。続いて、61ページの上の資料を御覧いただきたいのですが、ビッグ・アイで期日前投票所を開設しました10時台から15時台の2日間の利用者数は、同時時間帯の南区役所の期日前投票所の利用者数とほぼ同等でした。

しかしながら、その下の、同日の期日前投票状況（全区）のところの表を見ますと、南区の数が、ビッグ・アイ分も含んでおりますので大きくなっているのですが、62ページに掲載しております前回の参議院選挙時の今回と同日の二日間の各区における期日前投票者数の一覧表中の南区の数とほぼ同数の人が今回も南区役所の期日前投票所を利用されておりますので、今回、ビッグ・アイの近所の人当日投票に行くのをやめて期日前投票に来ただけではないのかという疑いがありました。

その後、選挙が確定しましたので、そのあたりのことにつきましては後ほど説明させていただきます。63ページと64ページには、この分析のための資料を掲載しております。二日間で、ビッグ・アイの期日前投票所では、1,517人が投票されまして、一方、南区役所の期日前投票所では、2,486人が投票されました。これらの数を、投票区別に分けてみました。

表の一番左の列が、ビッグ・アイの期日前投票所を利用された人の投票区別の数で、一番右側の列には、投票区の区域を掲載しております。その区域の中で、下線を引いているところが、泉北ニュータウンの泉ヶ丘地区といわれる地名です。これで申しあげますと、やはり泉ヶ丘地区ですので、ビッグ・アイがあるところが茶山台の一番端になりまして第10投票区にあたるのですが、隣接しているところで、三原台や若松台、竹城台といった周りのところからの利用者が多かったということです。第5投票区から第14投票区までが、ちょうどこの泉ヶ丘地区を含んでいるのですが、南区役

所の期日前投票所とほぼ同数か、それ以上の人がビッグ・アイの期日前投票所を利用した投票区でした。やはり、近い徒歩圏内の人の利用が非常に多かったということでございます。

次に、65 ページ、66 ページを御覧ください。前回、令和元年の参議院議員選挙と今回、令和 4 年の参議院議員選挙を比較するために、今回の選挙の分から前回の選挙の分を引き算してみました。一番左端の当日有権者数のところですが、全てマイナスになっております。その隣の投票者数につきましては、ごく一部の投票区を除きましてプラスになっておりましたので、投票者数については、有権者数が減っているにもかかわらず非常に増えております。この影響によりまして、南区では、投票率について令和元年の選挙時と比べ令和 4 年の選挙時の方が 4.04%上昇しております。それで先ほど申しました第 5 から第 14 までの 10 の投票区のうち、南区全体での 4.04%という上昇率よりも上がっている投票区がいくつかございまして、第 5 投票区、第 6 投票区、第 8 投票区、第 10 投票区、第 11 投票区が該当します。南区の期日前投票者数は、前回に比べ今回の方が 2,524 人多くなっております。

それから、心配しておりました、当日投票所での投票者数が、ビッグ・アイの期日前投票所へ行ったために減ったのではないかとということにつきましては、表の当日投票者数がマイナスとなっている投票区が、第 6、第 10、第 11、第 12 とあるのですが、さきほど申しました第 5 から第 14 までの投票区につきましては、ビッグ・アイの影響とみられるものは全くなく、全体的に期日前投票の利用割合が上がっていった、当日投票の割合が下がってきておりますので、全体の傾向としてはおかしくないのではないかと考えております。それから、現実問題としまして、二日間で 12 時間しか実施しておりませんので、投票率全体に影響を与えることはないであろうと考えております。期日前投票者数が増えた分だけ当日投票者数が減ってしまったということにはならなかったのはよかったと思います。実際の効果としましては、200 人とか 300 人くらいが、隣接している所からビッグ・アイに来られましたので、そのことから考えますと、近辺の選挙人の利便には資するものであったと考えております。

最後に、67 ページの一番下のところですが、その他の教訓として感じましたことを書いております。

まず一つ目が、コロナ禍で、市区の庁舎以外で実施するにあたりまして、選挙人の待ち行列を吸収しきれない広いところを借りたつもりだったのですが、今回、開始直後から 1 時間、2 時間の間は多くの方が集中して来られましたので、これまでの想定よりもさらに大きなスペースを確保する必要があるということでございます。

それから、二つ目が、今回の増設期日前投票所の業務は、人材派遣と市・各区選管の選抜の職員で当たりましたが、従事した人材派遣の半数程が他市で経験があったので、こちらからの業務の説明についての理解が早く、混雑時の対応もスムーズにこなしてもらえたので、従事者の練度が求められるということでございます。

そして、三つ目が、今回は、選挙執行日の一週間前の土日で実施しましたが、利用者数が多く効果的と思われる選挙執行日の前日を含む終盤の三日間、木金土といった日程で実施できるかといえば、市・区選管とも選挙当日の投開票の準備の業務に忙殺される時期となりますので、今回のように市・各区選管の選抜の職員が人材派遣職員を指揮するという形態で行うのには無理があるということでございます。簡単ではございますが、以上が報告でございます。

(中井委員長)

今回増設した期日前投票所の開設時間帯は、午前 10 時から午後 4 時までということで、区役所内の期日前投票所の開設時間帯と違ってはいますが、理由があるのですか。

(三谷事務局次長)

増設の期日前投票所につきましては、朝 8 時 30 分から夜 8 時までというフルの時間帯で実施しなくてもよいということと、土曜日と日曜日ですので、夜 8 時まで開設する必要はないだろうということ、また、以前、大阪府立大学に開設した時と同じ時間帯に合わせたということもでございます。ただし、平日に開設して、ターゲットを通勤者にするのであれば、終わりの時間を夜 8 時までにするのが効果的かと思えます。

(星原委員長代理)

土曜日と日曜日であれば、時間をずらして朝 11 時スタートにして、終わりを夕方 5 時までに見てみるのもよいかもしれませんね。平日であれば、早い時間から夜できるだけ遅くまでというのがよいでしょう。ただ、期日前投票所を開設させてもらう施設の開館時間帯や営業時間との兼ね合いがあるでしょうから、そここのところの調整が必要となりますね。

(中井委員長)

他には、ございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

今後についても、今回の経験を活かせるところは活かして、少しでも充実していけるように検討していただければと思います。それでは、案件 3 の報告内容を了いたします。

次に、案件 4 その他案件はございますか。

(中井事務局長)

その他案件が1件ございます。お手元に配らせていただきました、議員の欠員通知書ということで、8月15日付けで、市議会議長から委員長宛てに出されております。

石谷泰子議員から8月15日をもって辞職願が出されたということでございます。

補欠選挙についてはございません。公職選挙法の規定で欠員が定数の6分の1を超える場合について補欠選挙を実施することになっておりまして、堺区選挙の定数が9名でございますので、2名以上の欠員がなければ補欠選挙の執行事由とはなりません。以上でございます。

(中井委員長)

ただいま報告いただきました件につきまして、質問等ございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、ただいまの報告につきまして、了といたします。

以上で、予定しておりました案件が全て終わりましたので、本日の委員会はこれで終了します。